

令和7年第2回矢掛町議会第1回定例会（第4号）

1. 会議招集日時 令和7年3月7日 午前9時30分

2. 会議の開閉 (開会) 午前 9時30分
 (議事) 午前 9時30分
 (散会) 午前 9時58分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	土 井 俊 彦	出	2	昼 田 政 義	出
3	福 田 京 子	出	4	岸 野 榮 治	出
5	田 中 輝 夫	出	6	原 田 秀 史	出
7	小 塚 郁 夫	出	8	石 井 信 行	出
9	花 川 大 志	出	10	浅 野 毅	出
11	川 上 淳 司	出	12	土 田 正 雄	出



4. 説明のために出席した者の職氏名

町 長	山 岡 敦	副 町 長	山 縣 幸 洋
教 育 長	山 部 英 之	総務防災課長	堀 賢 一
企 画 課 長	稲 田 欽 也	財 政 課 長	松 嶋 良 治
町 民 課 長	佐 藤 澄 江	税 務 課 長	妹 尾 一 正
健康推進課長	小 川 公 一	こどもみらい課長	楠 木 貴 子
福祉介護課長	片 岡 崇	産業観光課長	池 田 敏 之
建 設 課 長	渡 邊 孝 一	上下水道課長	平 井 勝 志
教 育 課 長	稲 田 由 紀 子	会 計 管 理 者	松 嶋 良 治
建設課・教育課参事	黒 瀬 純 一	病 院 事 務 長	坪 田 芳 隆
介護老人保健施設事務長	小 出 優 子	総務防災課長代理	立 川 人 士
財 政 課 主 幹	石 井 亮 太 郎		

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 守 屋 裕 文 書 記 高 槻 美 希

6. 議事日程

日程第1 議案第41号 矢掛町課設置条例及び矢掛町公共施設の暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例制定について

- 日程第2 議案第3号 普通財産の無償貸付けについて
- 日程第3 議案第4号 賑わいのまちやかげ宿創出施設設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第5号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
- 議案第6号 矢掛町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第7号 矢掛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第8号 一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
- 議案第9号 地方公務員法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第10号 矢掛町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第11号 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第12号 地方自治法第207条等の規定による実費弁償条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第13号 旅費条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第14号 矢掛町税条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第15号 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第16号 矢掛町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第17号 矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第18号 矢掛町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第19号 矢掛町水道事業給水条例及び矢掛町公共下水道条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第20号 矢掛町ふれあい会館設置条例を廃止する条例制定について
- 議案第21号 歴史かおる文化の町やかげ基金条例制定について
- 議案第22号 矢掛町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について
- 議案第41号 矢掛町課設置条例及び矢掛町公共施設の暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例制定について

- 日程第4 議案第23号 矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について
- 日程第5 議案第24号 工事請負変更契約の締結について（地方創生道整備推進交付金事業 仁井屋橋左岸下部工事の変更契約の締結）
- 日程第6 議案第25号 町道の路線廃止について
議案第26号 町道の路線認定について
- 日程第7 議案第27号 権利の放棄について
- 日程第8 議案第28号 令和6年度矢掛町一般会計補正予算（第6号）について
議案第29号 令和6年度矢掛町水道事業会計補正予算（第2号）について
議案第30号 令和6年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第9 議案第31号 令和7年度矢掛町一般会計予算について
議案第32号 令和7年度矢掛町国民健康保険特別会計予算について
議案第33号 令和7年度矢掛町介護保険特別会計予算について
議案第34号 令和7年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算について
議案第35号 令和7年度矢掛町病院事業会計予算について
議案第36号 令和7年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算について
議案第37号 令和7年度矢掛町水道事業会計予算について
議案第38号 令和7年度矢掛町下水道事業会計予算について
議案第39号 令和7年度矢掛町地域開発事業特別会計予算について
議案第40号 令和7年度矢掛町各財産区特別会計予算について
- 日程第10 陳情第1号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情

~~~~~

午前9時30分 開議

**○議長（浅野 毅君）** 皆さん、おはようございます。昨日の会議に引き続き、御苦労さまです。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手許に配付のとおりであります。

~~~~~

○議長（浅野 毅君） ここで、日程第1に入る前に、町長より、矢掛町課設置条例及び矢掛町公共施設の暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例制定についての条例改正案件1件の追加上程がありましたので、議会運営委員会開催のため、暫時休憩したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。

ここで、お知らせいたします。この後、直ちに議会運営委員会を開催いたしますので、委員の皆様は、委員会室に御参集ください。休憩。

〔暫時休憩〕

○議長（浅野 毅君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま町長より、議案第41号、矢掛町課設置条例及び矢掛町公共施設の暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例制定についての追加上程がありましたので、これを日程に追加し、以降の日程を変更して直ちにこれを議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 異議なしと認めます。よって、これを日程に追加し、以降の日程を変更して直ちに議題とすることに決しました。ここで議案配付のため、暫時休憩いたします。休憩。

〔暫時休憩〕

〔議案書配付〕

○議長（浅野 毅君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第1 議案第41号 矢掛町課設置条例及び矢掛町公共施設の暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例制定について

**○議長（浅野 毅君）** 日程第1、議案第41号、矢掛町課設置条例及び矢掛町公共施設の暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

**○町長（山岡 敦君）** それでは、議案第41号、矢掛町課設置条例及び矢掛町公共施設の暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由を御説明申し上げます。

こちらは、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づきまして、この議会に提出させていただきまして、

主な内容につきましては、令和7年4月から健康管理センターを廃止し、新たに保健センターを設置すること及びふれあい会館を廃止することに伴い、必要な改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務防災課長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 詳細な内容の説明を求めます。総務防災課長。

**○総務防災課長（堀 賢一君）** それでは、議案第 41 号、矢掛町課設置条例及び矢掛町公共施設の暴力団排除に関する条例の一部改正について、御説明いたします。

令和 7 年度から健康管理センターが保健センターに移されること及びふれあい会館を廃止することに加えて、国民年金の窓口など事務を健康推進課から町民課に移管することについて関係する 2 つの条例改正をお願いするものです。

資料のほうをもって説明をさせていただきたいと存じますので、資料番号 11 をお開きください。新旧対照表にて御説明を申し上げます。第 1 条の課設置条例なのですが、1 ページ第 2 条事務分掌にて左側の列、町民課に 9 号として国民年金に関するものを加え、その下の健康推進課の第 4 号では健康管理センターを保健センターに改めさせていただきます。次のページの右側の旧の列で第 6 号になりますかね、国民年金に関する事を削りまして、第 7 号を第 6 号に繰り上げます。

下の福祉介護課におきましては、右側の旧列で第 9 号のふれあい会館を削りまして、10 号を繰り上げ 9 号とするというものです。

次のページへ移っていただきまして、第 2 条で矢掛町公共施設の暴力団排除に関する条例の一部改正では、3 ページの暴力団等の公共施設の使用を制限する対象となる施設、これが別表に挙げられているんですけども、右側の旧の 15 項の矢掛町ふれあい会館設置条例を削りまして、その一つ下の 16 項の欄にある健康管理センター設置条例を保健センター条例に改めまして 15 項に繰り上げます。以下、順に 1 つずつ項を繰り上げる内容でございます。

議案にお戻りいただきまして、附則のほうで令和 7 年 4 月 1 日から施行とさせていただきます。

以上で、議案第 41 号の説明とさせていただきます。追加上程となり、大変恐縮でございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 町長から提案理由の説明並びに担当課長から詳細な内容の説明が終わりました。

~~~~~

日程第 2 議案第 3 号 普通財産の無償貸付けについて

○議長（浅野 毅君） 日程第 2、議案第 3 号、普通財産の無償貸付けについてを議題といたします。

これは説明が終わっておりますので、直ちに質疑を行います。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第 3 号につきましては、所管の常任委員会である予算決算常任委員会に付託し、審査をお願いしたらいかがでしょうか。これに異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 異議なしと認めます。よって、議案第 3 号、普通財産の無償貸付けについては、所管の常任委員会である予算決算常任委員会へ付託することに決しました。

~~~~~

日程第 3 議案第 4 号 賑わいのまちやかげ宿創出施設設置条例の一部を改正する条例制定について

議案第 5 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

議案第 6 号 矢掛町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正す

る条例制定について

議案第 7 号 矢掛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第 8 号 一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

議案第 9 号 地方公務員法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第 10 号 矢掛町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第 11 号 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第 12 号 地方自治法第 207 条等の規定による実費弁償条例の一部を改正する条例制定について

議案第 13 号 旅費条例の一部を改正する条例制定について

議案第 14 号 矢掛町税条例の一部を改正する条例制定について

議案第 15 号 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第 16 号 矢掛町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議案第 17 号 矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議案第 18 号 矢掛町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第 19 号 矢掛町水道事業給水条例及び矢掛町公共下水道条例の一部を改正する条例制定について

議案第 20 号 矢掛町ふれあい会館設置条例を廃止する条例制定について

議案第 21 号 歴史かおる文化の町やかげ基金条例制定について

議案第 22 号 矢掛町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について

議案第 41 号 矢掛町課設置条例及び矢掛町公共施設の暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例制定について

**○議長（浅野 毅君）** 日程第 3，議案第 4 号から議案第 22 号まで及び議案第 41 号を一括議題といたします。

これらの議案は既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浅野 毅君）** 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第 4 号から議案第 22 号まで及び議案第 41 号は、所管の常任委員会に付託し、

審査をお願いしたらと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浅野 毅君）** 異議なしと認めます。よって、議案4号、賑わいのまちやかげ宿創出施設設置条例の一部を改正する条例制定について、議案第16号、矢掛町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、議案第17号、矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、議案第19号、矢掛町水道事業給水条例及び矢掛町公共下水道条例の一部を改正する条例制定について、議案第20号、矢掛町ふれあい会館設置条例を廃止する条例制定について、議案第22号、矢掛町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定については、産業福祉常任委員会へ、次に、議案第5号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について、議案第6号、矢掛町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第7号、矢掛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第8号、一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定について、議案第9号、地方公務員法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第10号、矢掛町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第11号、非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第12号、地方自治法第207条等の規定による実費弁償条例の一部を改正する条例制定について、議案第13号、旅費条例の一部を改正する条例制定について、議案第14号、矢掛町税条例の一部を改正する条例制定について、議案第15号、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第18号、矢掛町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第41号、矢掛町課設置条例及び矢掛町公共施設の暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例制定については、総務文教常任委員会へ、最後に、議案第21号、歴史かおる文化の町やかげ基金条例制定については、予算決算常任委員会に付託することに決しました。

~~~~~

日程第4 議案第23号 矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について

○議長（浅野 毅君） 日程第4、議案第23号、矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更についてを議題といたします。

これも説明が終わっておりますので、直ちに質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第23号につきましては、所管の常任委員会である予算決算常任委員会に付託し、審査をお願いしたらと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 異議なしと認めます。よって、議案第23号、矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更については、所管の常任委員会である予算決算常任委員会へ付託することに決しました。

~~~~~

日程第5 議案第24号 工事請負変更契約の締結について（地方創生道整備推進交付金事業 仁井

屋橋左岸下部工事の変更契約の締結)

**○議長（浅野 毅君）** 日程第5, 議案第24号, 工事請負変更契約の締結について（地方創生道整備推進交付金事業 仁井屋橋左岸下部工事の変更契約の締結）を議題といたします。

これも説明が終わっておりますので, 直ちに質疑を行います。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浅野 毅君）** 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浅野 毅君）** 討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。議案第24号は, 原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浅野 毅君）** 異議なしと認めます。よって, 議案第24号, 工事請負変更契約の締結について（地方創生道整備推進交付金事業 仁井屋橋左岸下部工事の変更契約の締結）は, 原案のとおり可決決定することに決しました。

~~~~~

日程第6 議案第25号 町道の路線廃止について

議案第26号 町道の路線認定について

○議長（浅野 毅君） 日程第6, 議案第25号, 町道の路線廃止について及び議案第26号, 町道の路線認定についてを議題といたします。

これも説明が終わっておりますので, 直ちに質疑を行います。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。議案第25号及び議案第26号は, 原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 異議なしと認めます。よって, 議案第25号, 町道の路線廃止について及び議案第26号, 町道の路線認定については, 原案のとおり可決決定することに決しました。

~~~~~

日程第7 議案第27号 権利の放棄について

**○議長（浅野 毅君）** 日程第7, 議案第27号, 権利の放棄についてを議題といたします。

これも説明が終わっておりますので, 直ちに質疑を行います。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浅野 毅君）** 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第27号につきましては, 所管の常任委員会である予算決算常任委員会に付託

し、審査をお願いしたらと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浅野 毅君）** 異議なしと認めます。よって、議案第 27 号、権利の放棄については、所管の常任委員会である予算決算常任委員会へ付託することに決しました。

~~~~~

日程第 8 議案第 28 号 令和 6 年度矢掛町一般会計補正予算（第 6 号）について

議案第 29 号 令和 6 年度矢掛町水道事業会計補正予算（第 2 号）について

議案第 30 号 令和 6 年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について

○議長（浅野 毅君） 日程第 8、議案第 28 号から議案第 30 号までを一括議題といたします。

これも既に説明が終わっておりますので、これより質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第 28 号から議案第 30 号までは、所管の常任委員会である予算決算常任委員会に付託し、審査をお願いしたらと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 異議なしと認めます。よって、議案第 28 号、令和 6 年度矢掛町一般会計補正予算（第 6 号）について、議案第 29 号、令和 6 年度矢掛町水道事業会計補正予算（第 2 号）について、議案第 30 号、令和 6 年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第 2 号）については、所管の常任委員会である予算決算常任委員会へ付託することに決しました。

~~~~~

日程第 9 議案第 31 号 令和 7 年度矢掛町一般会計予算について

議案第 32 号 令和 7 年度矢掛町国民健康保険特別会計予算について

議案第 33 号 令和 7 年度矢掛町介護保険特別会計予算について

議案第 34 号 令和 7 年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第 35 号 令和 7 年度矢掛町病院事業会計予算について

議案第 36 号 令和 7 年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算について

議案第 37 号 令和 7 年度矢掛町水道事業会計予算について

議案第 38 号 令和 7 年度矢掛町下水道事業会計予算について

議案第 39 号 令和 7 年度矢掛町地域開発事業特別会計予算について

議案第 40 号 令和 7 年度矢掛町各財産区特別会計予算について

**○議長（浅野 毅君）** 日程第 9、議案第 31 号から議案第 40 号までを一括議題といたします。

既に説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浅野 毅君）** 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第 31 号から議案第 40 号までは、所管の常任委員会である予算決算常任委員会へ付託し、審査をお願いしたらと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浅野 毅君）** 異議なしと認めます。よって、議案第 31 号、令和 7 年度矢掛町一般会計予算

について、議案第 32 号、令和 7 年度矢掛町国民健康保険特別会計予算について、議案第 33 号、令和 7 年度矢掛町介護保険特別会計予算について、議案第 34 号、令和 7 年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第 35 号、令和 7 年度矢掛町病院事業会計予算について、議案第 36 号、令和 7 年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算について、議案第 37 号、令和 7 年度矢掛町水道事業会計予算について、議案第 38 号、令和 7 年度矢掛町下水道事業会計予算について、議案第 39 号、令和 7 年度矢掛町地域開発事業特別会計予算について、議案第 40 号、令和 7 年度矢掛町各財産区特別会計予算については、所管の常任委員会である予算決算常任委員会へ付託することに決しました。

~~~~~

日程第 10 陳情第 1 号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情

○議長（浅野 毅君） 日程第 10、陳情第 1 号を議題といたします。

お諮りいたします。陳情第 1 号は、所管の総務文教常任委員会に付託し、審査をお願いしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 異議なしと認めます。よって、陳情第 1 号、政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情は、所管の常任委員会である総務文教常任委員会へ付託することに決しました。

~~~~~

**○議長（浅野 毅君）** 本日予定しておりました案件の審議は、全て終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれにて散会とし、次の本会議は 18 日の火曜日、午前 9 時 30 分から再開したいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浅野 毅君）** 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会とし、18 日の火曜日、午前 9 時 30 分から本会議を再開することに決しました。

ここで、お知らせいたします。休会中に付託案件審査のため各常任委員会が、次の日程で開催されます。10 日の月曜日、午前 9 時 30 分から総務文教常任委員会が、午後 1 時 30 分から産業福祉常任委員会が、どちらも議会全員協議会室で行われます。また、予算決算常任委員会の開催につきましては、11 日から 14 日までの 4 日間開催されます。まず、11 日の火曜日は午前 9 時 30 分から庁舎 2 階第 1 会議室で開催されます。続きまして、12 日の水曜日と 13 日の木曜日は午前 9 時 30 分から、会場を変更して全員協議会室で開催されます。最後の 14 日の金曜日は、開催時間を変更し、午後 1 時 30 分から全員協議会室で開催されますので、関係者の御出席をお願いいたします。

それでは、本日はこれで散会といたします。皆さん御苦労さまでした。散会。

午前 9 時 58 分 散会